

第5回定例会

令和4年9月13日開会

令和4年9月15日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和4年第5回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和4年9月13日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 意見案第 6号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）の提出について
- 第 5 一 般 質 問
- 第 6 報 告 第 5号 小清水町一般会計継続費精算報告書について
- 第 7 議 案 第 4 6号 小清水町防災拠点型複合庁舎設置及び管理に関する条例制定について
- 第 8 議 案 第 4 7号 小清水町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議 案 第 4 8号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議 案 第 4 9号 小清水町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定
について
- 第11 議 案 第 5 0号 職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第 5 1号 小清水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 第13 議 案 第 5 2号 公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 第14 議 案 第 5 3号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議 案 第 5 4号 令和4年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について
- 第16 議 案 第 5 5号 令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第17 議 案 第 5 6号 令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議 案 第 5 7号 小清水町ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第19 議 案 第 5 8号 防災拠点型複合庁舎備品購入事業その1に係る契約の締結について
- 第20 議 案 第 5 9号 防災拠点型複合庁舎備品購入事業その2に係る契約の締結について
- 第21 議 案 第 6 0号 防災拠点型複合庁舎備品購入事業その3に係る契約の締結について
- 第22 議 案 第 6 1号 防災拠点型複合庁舎備品購入事業その4に係る契約の締結について
- 第23 認 定 第 1号 令和3年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認 定 第 2号 令和3年度小清水町各事業会計決算認定について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
出納室長	荒木和正君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
保育所長	佐藤大吉君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開会の宣告

- 議長（坂田秀昭君）ただいまから、令和4年第5回町議会定例会を開会いたします。
(開会 午前9時30分)

◎開議の宣告

- 議長（坂田秀昭君）直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

- 議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、
3番 瓜田新一 議員 8番 更科浩司 議員
を指名いたします。

◎会期の決定について

- 議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。
森浩議会運営委員長、4番。
○議会運営委員長（森浩君）4番。それでは、議会運営委員会の審査報告をいたします。
令和4年第5回小清水町議会定例会を開催するに当たり、去る8月30日、9月9日及び本日、議会運営委員会を開催し、本日開会いたします定例会の会期、運営等について協議をいたしました。
本定例会に付議されました提出議案等については、配付されております会期日程表のとおりであります。
また、一般質問については、2名4件の通告があります。
なお、今会期中に令和3年度決算審査特別委員会の開催も予定されております。
以上の提出議案等の内容を慎重に審査し、本定例会の会期は、本日9月13日から9月15日までの3日間とすることが妥当であると判断いたしました。
以上、議会運営委員会の報告といたします。
○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期3日間であります。
これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

- 議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、会期を本日から9月15日までの3日間と決定いたします。

◎議長諸報告について

- 議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。
○事務局長（村上信二君）諸般の報告をいたします。
本日の会議出席人数は10名でございます。
本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。
6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。
監査委員から例月出納報告書を受領したので、その写しを配付しております。また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書をつけて報告がありましたので、その写しを配付しております。
本日の議案に関する説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。
以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告について

- 議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。
併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明を願います。

ます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）おはようございます。定例町議会の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。早くも9月半ばを迎えまして、朝夕の涼しさとともに秋の訪れを感じる季節となってまいりました。収穫作業も始まり、このまま実り多い出来秋となることに期待を寄せるところでございます。

今年度も半期を終えようとしておりますが、新庁舎の建設も順調に進み、いよいよ立体的な姿が現れてまいりました。そのほか計画した各事業も順調に進捗しており、議員各位をはじめ、町民の皆様の町政運営に対する深い御理解と御協力に心から感謝を申し上げる次第でございます。

そうした本日、令和4年第5回定例町議会を招集させていただきましたところ、公私ともに何かと御多用の中、全員の御応召を賜りまして、ここに定例会が開会できますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会に御提案いたします案件でございますが、報告案件は、一般会計における継続費の精算報告1件、条例関係では、防災拠点型複合庁舎に関する条例の制定1件、職員の定年年齢の引上げに対応する条例改正7件、補正予算は、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算3件、そのほか、ふれあいセンター指定管理者の指定1件、防災拠点型複合庁舎備品購入に係る契約の締結4件、令和3年度各会計の決算認定についてでございます。

以上、19件の案件につきまして、よろしく御審議の上、原案に御協賛くださいますようお願いを申し上げます。定例町議会開会に当たっての挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

なお、私の補足説明はごく簡単に行いますので御了承願います。

別途お配りしております行政報告書2ページ、下段右下、新型コロナウイルスワクチンの接種事業でございます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、継続的に小清水赤十字病院の全面的な御協力を頂き進めているところであります。報告書には、本年7月以降実施いたしました4回目接種に係る実績を記載しております。

9月1日現在では、対象の60歳以上の方1,496人に、率にいたしまして72.8%の方が接種を終えられております。このほか、接種対象の59歳以下の基礎疾患保有者や医療・高齢者施設従事者等に対する接種も実施しており、引き続き、今月下旬にもまた4回目接種の集団接種を実施することとしております。

なお、この間、集団接種のときに接種できなかった方に対する3回目までの接種についても、月2回、小清水赤十字病院において接種の機会を設けておりまして、9月1日現在、12歳以上の対象者に占める接種率は79.2%、このうち65歳以上では91.3%となっております。

今後におきましても、オミクロン株に対応したワクチンの接種に向けて準備を進めているところでありますが、ワクチン接種を希望する町民の皆様が接種を受けられるよう、引き続き、小清水赤十字病院の御協力を頂き、接種の機会を確保してまいります。

続きまして、4ページの上段右側、農作物作況調査であります。別紙、農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますので、御覧ください。

まず、総体的な状況でございますが、本年は融雪期から播種時期までの高温により、まき付けまでは順調に推移しておりましたが、5月中旬以降の強風や6月上旬の低温、6月18日の一部地域における降ひょうなど、全体的に作物の生育が心配されてきたところでありますが、既に収穫を終えました秋まき小麦、春まき小麦の粗原収量は、きたほなみが反当たり11.7俵、春よ恋は9.0俵と、いずれも平年並みの結果となっております。

収穫の秋本番を迎える中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明いたします。

現在、収穫作業が行われておりますバレイショは、平年並みの生育でございまして、JAこしみの坪堀調査によりますと、収量、ライマン価につきましても共に平年並みの結果となっております。

てん菜でございますが、本年度は昨年比に比べ雨に恵まれ、順調に根部が肥大していることが確認されて

おり、平年並みの収量が見込まれております。

大豆でございますが、6月上旬の低温の影響を受けておりましたが、その後の天候に恵まれ、着きょう数、生育も順調に推移しており、タマネギにつきましても、昨年に比べ雨に恵まれたおかげで順調に球肥大が進み、平年より4日早く収穫が始まっております。

飼料作物のトウモロコシも、雨の恵みにより例年より背丈が高い状態で登熟が進んでおり、2日早い生育となっております。

牧草の収穫は、例年より若干早く順調な生育となっており、他の作物と同様に雨の恵みを大きく受けており、昨年に比べ収量の増加が期待されております。

以上のような調査結果から、全体的に平年並みの生育状況となっておりますが、今後の収穫作業に当たり、農業者の皆様をはじめ関係者一丸となり、天候に対する適切な対応など圃場管理の徹底を図り、豊穰の秋を迎えるとともに、収穫期の農作業事故に注意をされ、無事に本年の農作業が終えることを願っているところでございます。

以上で、行政報告を終わります。

◎意見案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、意見案第6号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）の提出についてを議題といたします。

提出者、工藤孝一議員の説明を求めます。

6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）6番。ただいま上程されました意見案第6号について御説明いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）、この案は昨年ほぼ同様の内容で決議して送付していますので、要望事項のみ読み上げて提案とします。

記

1、国土強靱化に資する社会資本の整備、管理が長期安定的に進められるよう公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実態に鑑み、予算を重点配分すること。

2、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策を計画的に進めるために必要な予算、財源を確保するとともに、継続的、安定的に国土強靱化の取組を進めることが重要であることから、5か年加速化対策をも予算財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築や道路の防災対策、無電柱化などによるリダンダンシーの確保を図ること。

4、橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理、更新事業を行うための技術的支援の拡充を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、通学路の交通安全対策などの道路整備や除排雪を含む年間を通じた維持管理の充実が図られるよう、必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、水道、公営住宅など、公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬季における円滑な交通確保のため除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新、増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

御賛同、御協賛頂きますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
意見案第6号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。
よって、意見案第6号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第5、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。なお、質問、答弁共に簡潔、明瞭に努められるようお願い申し上げます。

初めに、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。私からは、今定例会に3つの質問を通告させていただきました。

まず、1つ目です。町内宿泊施設の拡充についてであります。

日頃より、町としては、通過型から滞在型観光客の増員について、これまで様々な対応を講じてきているところであります。コロナ禍の観光支援策として宿泊費助成などの効果もあり、最近では、観光や仕事で小清水町に来た人が町内で宿泊を希望されることも多くなっています。しかし、その一方で、ふれあいセンター、ふだんから宿泊できないような大にぎわいというか、そういう状況が続いております。建設からもう既に30年近く経過しているふれあいセンターの宿泊に関する部分で、町として拡充を含めた改修など、今後、考えがあるのかどうか、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えさせていただきます。

コロナ禍において、厳しい経営状況を強いられているふれあいセンターであります。7月から9月の繁忙期においては、割引プランなどの支援策の効果もあり、宿泊部門に限ってはコロナ前の状態に戻ったようで、町といたしましては大変ありがたいと思っていますところでございます。

しかし、一方で、宴会（飲食）の予約が今もなお、なかなか戻ってこないというふうに指定管理者からは聞いておまして、予約は頂いてもキャンセルが出る状況はいまだに続いているということで、依然として厳しい経営状況にあります。

議員からもありましたが、ふれあいセンターは平成5年に供用開始してから、来年30年を迎えます。

この間、施設の躯体に係る部分の改修については、定期的に修繕等を行い、維持管理に努め、公共施設等総合管理計画においても維持すべき施設と位置づけ、適正な管理に努めているところでございます。

改修計画についてですが、ただいま建設を進めています防災拠点型複合庁舎には、ふれあいセンターに置かれている保健センター機能が移転することになっておりますことから、その部分の利活用を含めた、より効果的な施設の在り方を検討する必要があるものと考えております。

検討に当たっては、近年、利用が多くなっておりますビジネスニーズにも応えられる客室の在り方や、利用しやすいレストランの配置など、経営を担う指定管理者の意見を頂きながら、将来需要を捉えつつ、より一層利便性やサービスの向上を第一に考え、また、年間を通じて平均して稼働率が維持できるような収益性も検証しつつ、検討を進めたいと考えておりますので、御理解を頂きたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。町長の回答、思ったとおりというか、大変心強い回答と感じました。今、防災拠点型複合庁舎建設中であるということ、それが立ち上がっても外構工事等、続きがあります。

今の時点でふれあいセンターについて、いろいろな設備がこちらに移るにしても、大体何年度ぐらいか

ら検討しなくてはいけないと町長はお考えなのかお聞かせください。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） 議員おっしゃるとおり、外構の整備等々もございまして、速やかに移転をしながら、健診等々については新たな拠点移設、防災拠点型複合庁舎のほうで行えるようにはしていきたいとは思っておりますが、検討については、この後、指定管理者の指定の議案も提出しているところでありますが、引き続き運営を頂けるといような状況にもございまして、なかなかコロナ禍の中、現在厳しい状況でございまして、赤字経営は続いている状況でございまして。ですが、特に宿泊部門については、以前も実は検討していたことがございまして。その中にはやはり町内の民間の業者さん等もおられて、客室を増やすという決断には至らなかったというふうには認識をしておりますが、おっしゃるとおり、なかなか宿泊の御希望があっても応えられない状況が一時期あるというふうな認識をしているところでございまして。

ただし、これが通年なのかどうなのかという、やはり閑散期というのものもあるわけでございまして、その辺、検討については、もう今まさに指定管理者と協議をしているところではございまして、建設改修年度については、さらにまた大型事業等々もございまして、保健センターが移った後に有効活用も含めながら慎重には検討をしていきたいとは思いますが、まずは客室についても、個室がやはりニーズ的には強いという部分とバス・トイレ、暖房設備があってもバス・トイレがなきゃなかなか泊まっただけないということも承知をしておりますので、そこを踏まえながら、検討についてはもう始めておりますが、指定管理者さんを含めて、近隣の温浴施設等も含めて、状況としては厳しい環境にあるということとございまして、慎重にその辺、実際に何年にやるというふうにご回答はできませんけれども、前向きに検討は続けていきたいというふうな思っておりますので、御理解を頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君） 9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君） 9番。1つ目の質問についてはお聞かせいただいて、大変心強く感じました。

2つ目の質問であります。暮らしやすい環境についてというふうに通告をさせていただきました。

町内には公営住宅や地域特別賃貸住宅など、暮らしやすい環境を整備するために、町が様々な施策を行っているところであります。そんな中、どうしても経年劣化もあって、南団地もしくは8区の若木団地も表面上も非常に傷んでいる部分が見受けられます。

中でも南団地については、私は本業のこともありまして、お客様のところに伺うことがあって、出入口が非常に重たいというふうにも感じているところであります。当然、お客様とお話しすると、「いやあ、重たいんだよね」という話もございまして。建てたときに非常に立派なものがついているので、耐久性は非常に高いものというふうにも感じておりますが、やはり住民の方も、私たちもそうですが、高齢化していったときになるべく使いやすいように、せめて出入口のところをもう少し何とか軽くしたほうがいいのかというふうにも感じているところであります。

そんな中、公営住宅については町が管理しておりますので、常に点検はされていると思うんですが、例えば、改修もしくはそういう修繕の基準等がございましたらお聞かせいただきたいなと思っております。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） お答えいたします。

公営住宅の大規模な修繕につきましては、基本的に長寿命化計画に基づき実施をしております。平成25年度から平成27年度には南団地の外壁塗装・屋上防水工事を、平成30年度からは小清水団地の外壁等の外壁塗装工事を実施しております。

その他の修繕につきましても、共用部分につきましては担当課において都度点検を行い、不具合の状況により修繕の緊急性等を判断し、優先順位をつけ計画的に修繕を実施しており、本年度は新浜小清水団地及び新止別団地の木部修繕工事・南団地雨どい取付工事などを実施しております。

議員のおっしゃる南団地出入口引き戸など、ふだん利用されている入居者からの連絡を頂かなくてはなかなか把握ができない部分もありますので、連絡を頂いた際は速やかに状況を確認した上で、修繕の必要性を判断し対応してまいりますので、御理解を頂ければと存じます。

また、各戸の内部の修繕につきましては、退去により空室となった際に必要箇所の修繕を行っておりますが、入居中の内部修繕につきましては、入居者からの個別の連絡や、翌年度の家賃算定のため行う所得申告に来庁された際にも、必要に応じ不具合などについて聞き取りを行っております。

修繕の基準につきましては、経過年数や不具合の状況による判断となるため、一律の基準によることは難しく、現地にて状況を確認した上で、修繕の必要性を判断し実施をしております。

今後におきましても、入居者の環境整備に努め、居住水準の向上を図りたいと考えておりますので、御質問のようなお声をお聞きになりましたら、ぜひ担当課にお伝えいただき、対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）更新時期等に役場のほうに来庁されるときにいろいろお話を聞けるということで、私も把握をいたしました。なかなか役場には行きづらいというお声も聞くことがありますので、私は自分の仕事として、そういうことがあれば、代わってお話をさせていただき、建設課のほうに伺いたいというふうに思います。

続いて、3つ目の質問に移らせていただきます。

町有地の利活用についてということで通告をいたしました。

今回、町職員のための住宅環境整備改善が急がれる中で、新たに集合住宅棟が民間の手によって建てられたところであります。その分、旧5区に当たります職員住宅の敷地については、今後、建物の解体、整地がなされると思います。その後の空き地の利活用について、もし町長のほうでお考えがあればお聞かせください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）お答えいたします。

御質問の職員住宅は、昭和39年から昭和46年に建てられた12戸となり、いずれも老朽化等により、公共施設等総合管理計画において廃止することとしておりますことから、昨年度、公募による民設民営の単身用職員住宅1棟8戸を整備し、本年度より単身世帯の方を優先に入居頂いたところであります。

本年度は、当該職員住宅のうち、家族持ち世帯で入居されている方について、4区または8区の職員住宅への転居などを行い、職員が入居している住宅は全て空き家となる予定であります。当面の間、社会福祉協議会に対して、2棟、B型支援事業所として活用するため、貸借をしている状況であります。

今後の利活用については、現在のところ未定であります。同用地に隣接する21交流館、研修センターの在り方も含め、有効に活用できるよう今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）5区の現在の職員住宅の跡地もそうなのですが、1区桜ヶ丘にこども園の予定があって、あそこの桜ヶ丘団地も相当年数的には古いものと考えます。町の計画として、今残っている、住んでおられる方、たくさんまだいらっしゃいますが、今、空き地になっている西側の部分に建っている建物についても、今後、解体整地の予定があるのかどうかお聞かせください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）今の御質問は桜ヶ丘西側のということだと思いますが、今の緑ヶ丘も含めて、桜ヶ丘団地もそうですが、もうあそこについては老朽化が激しいものですし、お風呂等もないものですから、移転を頂けませんかという話は以前から申し上げているところでございます。私どもも、やはりいい環境の中で住んでいただきたいということで、本年度から引っ越しの費用も支援をしながら、緑ヶ丘団地についてはほぼ移転が決まったところでございます。

加えまして、桜ヶ丘団地についても、今現在、入居者さんと御相談をしている最中でございまして、行く行くは空いているといえますか、今現在も十数戸、町営住宅は空いておりますので、そこに移転を頂きたいというふうに思っておりますが、なかなか入居者さんのそれぞれの事情もございまして、速やかに

ということにはならないのかなというふうに思っております。そこは入居者さんの御意見等々を尊重しながら、将来的には全て移転をしていただいて、解体をしていくという状況で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）今、桜ヶ丘団地について御質問させていただいた件には、一つ私の考えというか意見がありまして、以前、今、ハイツかたおかしさん、自販機とかあるスペースありますが、あの近辺にお住みの方から、中学校側へ渡るすべがないと。団地の中を歩いて幼稚園の前の横断歩道を通らないと、反対側というか南側に来れないというお話をしました。その方はたまたま、前は車で移動したんですけども、今はもう車も手放してしまった、免許も返納してしまったと。

ただ、あそこは歩道がないので渡れないのかなと思って、私、昨日、おととい、実は見てきました。すると、桜ヶ丘団地の西側の部分は、細いんですが歩道がございました。その歩道から自販機のスペースのほうへ横断歩道、もしくは自販機のスペースから向かい側、中学校側への横断歩道、これは国道を渡りますし、以前、私、警察のほうでも聞いたことあるんですが、非常に交通量の多いところで危険な部分もあるので難しいんじゃないでしょうかという回答を頂きました。

ただ、こども園ができることによって、子供たちの幼稚園の先生方、保育士の方々とともに歩く機会も増えるのではないかなというふうに思います。住宅がまだ建っている以上、今とさほど人の動きは変わらないとは思いますが、将来的にこども園が整備されて、中学校のほうへ例えば歩くようなことも考えられないとも限らないわけですから、長期にわたって町として国なり道なりに打診をしながら、そういう横断歩道の可能性についても検討の一つに加えてみてはいかがでしょうかと思いますが、所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）議員もおっしゃったとおり、横断歩道についてはやはり公安委員会等々の御理解も頂きながらということで、町のほうで勝手につけるわけにはいかないものであります。ただ、やはり安全は第一でございますので、認定こども園、間もなく——今、設計中ではありますが——建設が始まっていくわけでありまして、その辺も十分に配慮した中で、その選択肢も含めて全体的にトータルの検討して頂きたいと思っておりますので、御理解頂きたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君）これにて、木戸寛治議員の質問は終了いたします。

続いて、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）8番。私は、1つだけ質問させていただきたいと思っております。

子供の視力低下についてであります。

現代社会においては、幼い頃からパソコン・タブレット・スマホなどの電子機器が日常的に使用されるなど、子供たちの視力低下が進んでいるのではないかとされておりまして、本町の子供たちはどのような状況かお聞きします。

また、小中学校においてもパソコン、タブレットの使用が進められていますが、視力低下につながるため、どのような対応を行っているのかお聞きします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君）お答えをいたします。

議員御指摘のとおり、子供の視力低下は、一般的にはスマホなどの情報機器やゲーム機を使う機会が増えている影響と捉えられております。

学習端末をめぐっては、長時間利用による健康への影響が不安視されていますが、子供の目が悪くなる一番の原因は、近くのもの、30センチ以内を長時間見続けることと言われておりまして、目への影響は、タブレットであれ、ノートや教科書などの紙であっても同じとされています。

子供たちの視力の状況ですが、全国的傾向と同じで低学年から低下が見られ、小中共に学年が上がるにつれ低下傾向が見られます。このことは、遺伝要因を除けば、子供の生活環境や生活実態の変化によるこ

とに加えて、デジタル機器を日常の中で使用する時間が増加していることも影響していると考えています。

学校での対応ですが、使用時の姿勢や教科書や画面との距離、また、休み時間に目を休めるなど、目の健康に配慮した指導を行っております。

また、家庭でのルールも具体的にお願ひしております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君） 8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）小清水町の教育に対する考えはすばらしく、最先端のいろいろなことをやっていると思っております。電子機器を使う回数が学校でも増えるということは、やっぱり保護する眼鏡など、あるんじゃないかと言われているものを積極的に使用していこうとか、そういう考えはないのか、再度よろしくお願ひします。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

加藤教育長。

○教育長（加藤友幸君） 1人1台端末については、本格的導入は今年度からでございます。小学校1、2年生については、週1回程度の使用ということで、1年生ですけれども文字の入力という部分で、練習で使用しております。3年生から6年生では、ほぼ毎時間の利用ということですが、大体1時間当たり10分程度、それは記録であったり調べものという理由でございます。

中学生についても、ほぼ毎時間利用しております、時間にして10分から15分ということで、今後、本町においては、まだデジタル教科書についての活用はございませんけれども、議員御指摘のとおり、今後だんだん紙ベースの教科書利用からデジタル教科書への移行という部分が、少しずつ増えていくんだらうなというふうには考えております。

現在のところはこういった使用の仕方でございますから、議員言われているような眼鏡だとかという検討はございませんが、今後、必要であるというふうな場面が生じてきましたら、検討してまいりたいと思っております。

○議長（坂田秀昭君） これにて、更科浩司議員の質問は終了いたします。

以上で、通告の一般質問を終結いたします。

◎報告第5号

○議長（坂田秀昭君） 日程第6、報告第5号、小清水町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君） ただいま上程されました報告第5号、小清水町一般会計継続費精算報告書について御説明申し上げます。

議案書7ページをお願いいたします。

令和2年度より2か年間にわたり実施してまいりました継続費事業につきまして、令和3年度をもって事業が完了いたしましたので、その実績につきまして精算報告書を調製したところでございます。

継続費事業といたしましては、2款総務費1項総務管理費、事業名で、防災拠点型複合庁舎設計等業務委託料につきまして、全体計画欄にあります2か年間の予算総額9,880万3千円に対し、支出済額が9,440万2千円で、その財源は、市町村役場緊急保全事業債3,520万円、その他特定財源は、公共施設整備基金繰入金3,349万7,781円とふるさと事業基金繰入金2,367万2千円を合わせた5,716万9,781円、一般財源が203万2,219円で事業が完了したところでございます。

以上、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） なければ、次に進みます。

◎議案第46号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第46号、小清水町防災拠点型複合庁舎設置及び管理に関する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま上程されました議案第46号、小清水町防災拠点型複合庁舎設置及び管理に関する条例制定について御説明申し上げます。

議案書の8ページをお開きください。

防災拠点型複合庁舎につきましては、当初の計画どおり令和5年5月の供用に向けて現在建設中で、全体工事の約3割ほどの進捗であります。

本施設は、町の骨格軸であります国道に沿って配置し、町のどこからでもアプローチできる複数の出入口や、フィットネスジム、ランドリー、カフェといった非常時も考慮した機能を兼ね備えた地域コミュニティの中心拠点として設置するものであります。

本条例は、この施設の設置及び管理に関して、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、新たに制定するものであり、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

条例の内容でございます。第1条は設置目的、第2条は名称及び位置、第3条では、地方自治法第244条第1項に基づく公の施設として、にぎわいの空間に設ける施設名称を定め、第4条は指定管理者制度による管理について、第5条から第11条までは、施設の使用に関する制限や使用の許可、料金など管理運営上の必要な事項を規定しております。

第3条に掲げる各施設の使用料については、第8条で、サークル室及び活動室は別表に定める使用料として、近々に条例制定したアグリハートセンター等と同様とし、コミュニティスペースなど仕切りのない空間において、営利を目的に使用される場合について、1日当たりの1平米料金を定め、使用する面積を乗じて得たものを使用料とする旨、定めております。

この使用料、1平米当たりの金額は、外構等の金額を除いた建物全体（建築・電気・機械）の建築費に係る平米単価を耐用年数（50年）で除し、その額より日額の平米単価を基礎額として算定したところであります。

第12条は、指定管理者が管理運営をする際の読替規定を定めてございます。

最後に附則でございますが、施行期日は、令和5年4月1日とするものでございますが、附則第2条において指定管理者の指定など事前準備行為は条例の施行日前に可能とする旨を規定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。ただいまの説明された設置及び管理に関する条例ということですが、この条例を制定するに当たって社会福祉協議会が取り組んでいる就労支援事業所で働く方々の使用なり就労、そこまでは想定はしてないのでしょうか。ちょっと、そこら辺も含めて今後の就労の在り方も、様々な方法があると思うんですが、その点について御説明いただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい、今の条例の中では特段の定めはございませんが、今、検討している中では社会福祉協議会さんとは、例えば、施設の維持・管理の部分であるとか、簡易な清掃等々については、その方たちが活躍ができるのではないかとというようなことでお話しているところでございます。

供用まであともう少しございますので、その辺、社会福祉協議会様と一緒に、できればそういう場ができれば、またいろんな方たちのコミュニティも生まれるというふうに考えておりますので、今検討中ということで御理解いただきたいと思います。

○6番（工藤孝一君）はい、了解です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。施設、3条の関係でランドリー、フィットネスジム、トレーニングジム等々ありますけども、それも含めて1平米当たり使用料を支払うちゅうことですか、これは。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）議員の議質問にお答えをしたいと思います。

第8条の第2項を御覧いただければと思います。

1平米当たりの単価を設定して使用料を取るところは、第2項に記載のとおり、じゃがいもストリート、そしてミーティングスペース、コミュニティスペース、もしくは屋上広場この一部を採用するというようにしてございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかに。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。この使用料についてなんですが、これ、場所的な使用料ということの意味合いが多いと思うんですが、電気だとか暖房に係ることは、これ、別途定めるんですか、この中に含まれていますか、お聞きしたい。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）電気料の使用分だと思えますが、ここの部分の使用料については床の使用の部分、あとは使用について、例えば電気を使うだとか、使わない場合も当然あると思えますので、使う場合については行政目的の使用料という別途を算定する方法がありますので、そちら等に対応したいと思っております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第47号 乃至 議案第53号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第47号ないし日程第14、議案第53号、小清水町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の

勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を一括して議題といたします。

説明を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）ただいま一括上程されました、議案第47号、小清水町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第49号、小清水町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第50号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第51号、小清水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第52号、公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第53号、職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、一括して御説明申し上げます。

一括上程されました各条例の一部を改正する条例につきましては、令和3年6月に、地方公務員法の一部を改正する法律、いわゆる新地方公務員法が公布、令和5年4月1日から施行されることに伴い、能力と意欲ある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことや、職員の高齢期における多様な職業生活支援などを図る目的に改正された、国家公務員の定年基準等と同様に、所要の改正を行うものであります。

法律改正の主な内容として、定年年齢、現行60歳を、令和5年度から令和13年度まで、2年に1歳ずつ引き上げ、最終的に65歳を定年とするものであり、これに伴い、現行定年の60歳に達した管理監督職の職員は、管理監督職以外に降任等をする、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制と、多様な働き方の一つとして、65歳の定年前に60歳以降の職員が一旦退職した上で、短時間勤務に移行する定年前再任用短時間勤務制度が導入されるほか、当分の間、60歳超職員の給与水準が60歳時点の7割水準にするとされたものであります。

それでは、初めに議案第47号、小清水町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

議案書の12ページ、及び別途お配りしております新旧対照表を御覧願います。

本条例の改正は、新地方公務員法に基づき、本町も国家公務員の定年基準等と同様に所要の改正を行うものでありまして、これまでの定年条例に新たに、管理監督職勤務上限年齢制と、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴い、その内容の理解と検索を容易にするため、目次を設け、また、内容の共通する条文をまとめた章を用いた条例といたしました。

次に、第1条において、本条例の趣旨に、新地方公務員法に定める定年前再任用短時間勤務及び管理監督職勤務上限年齢に関する条番号を追記。

第3条は、定年年齢を65歳と改正。

第4条は、管理監督職上限年齢職員の特例に関して改正するものでありますが、管理監督職であった者は60歳を超え、これ以後の最初の3月31日までの異動期間に管理監督職以外の職に降任等をするものとして、新地方公務員法第28条の2に規定されているところであり、同法第28条の5では、公務の運営に支障が出るなどの事由があると認めるとき、1年を超えない範囲で、この異動期間を延長することができ、引き続き管理監督職で勤務をさせることができる役職定年制が導入されることとなりますことから、新旧対照表の2ページ下段から、第3章として役職定年制に関して第6条から第11条まで関係条文を追加するものでございます。

まず、第6条は、本制度の対象となる管理監督職の範囲を定めるものであり、その範囲は、職員の給与に関する条例第24条に規定する管理職とするものであります。

次の第7条は、管理監督職勤務の上限年齢を、第8条は、管理監督職を他の職への降任等をする場合の基準遵守を、第9条は、公務の運営に著しい支障が生ずる場合、役職定年制の上限年齢を超える管理監督

職員を引き続き、その職を占めたまま勤務できるよう特例を、第10条は、役職定年制による他の管理監督職に降任等を行う場合の職員の同意、第11条は、役職定年後の特例として管理監督職を占める事由が消滅した場合の措置について定めるものであります。

次の第4章は、冒頭申し上げました、多様な働き方の一つとして導入される定年前再任用短時間勤務制度について定めるものでありまして、第12条はその任用について、第13条は、規則で定める組合、本町では消防組合を想定してございます。こちらの60歳以上の退職者も同様に採用可能となる条文を設けるものであります。

第14条は、この条例の実施に関し必要な事項を規則で定めることとした委任規定であります。

次に制定附則として、国家公務員同様、定年年齢を令和13年度まで段階的に65歳まで引き上げることから、第3項として経過措置を、次の第4項は、当分の間、60歳に達する年度の前年度に対象職員に対して、60歳以後に適用される任用及び給与措置等の必要な情報提供と勤務意思の確認を行う規定を設けるものであります。

最後に、改正附則でございますが、本条例は原則、附則第11条を除き、令和5年4月1日より施行するものであります。

附則第2条は、勤務延長に関する経過措置を、第3条から第6条は、これまでの再任用職員について、今後定年引上げまでの間、暫定再任用職員として採用可能とするなど、職員の再任用に関する経過措置を、第7条から第9条及び第11条は、新地方公務員法に基づき、条例で必要な事項を、第10条は、定年を段階的に引き上げている間の定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を定めるものであります。

第12条は、新地方公務員法において、これまでの再任用職員は、暫定再任用職員として本条例で必要な事項を定めることから、職員の再任用に関する条例を廃止するものであります。

続いて、議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。議案26ページ及び別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

本条例は、先ほど御説明申し上げました、職員の定年等に関する条例の改正に伴い改正するものでございまして、これまでの再任用職員に関して必要事項を定めておりました、職員の再任用に関する条例、これの廃止を受け、短時間勤務も含めた再任用職員を、職員の定年等に関する条例で定める、定年前再任用短時間勤務職員に改正するとともに、給与法等に基づき、一部文言も合わせてこのたび改正するものであります。

第5条の改正については、再任用職員改め、定年前再任用短時間勤務職員とし、その給料について定めるものであります。

以下、第6条から第25条の2の改正につきましては、定年前再任用短時間勤務職員への改正及び文言等の改正でございますので、説明は省略させていただきます。

次に、制定附則の追加改正でございますが、60歳以降の職員の給料については、当分の間、国家公務員同様、60歳時の給料月額7割を措置とするものとして、必要な事項を定めるものであります。

改正附則でございますが、本条例は令和5年4月1日から施行するものとし、暫定再任用職員の給料等は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同職員の給料表を適用するなどの経過措置を定めるものであります。

続いて、議案第49号、小清水町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

議案32ページ、別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

本条例は、国家公務員に準じて、減給の効果として、支給される給与の額が当該俸給の支給定日に減ずる減給額に満たないときは、支給される給与の額をもって、当該支給定日に減ずる減給分は打ち切るため、その旨規定し、令和5年4月1日から施行するものであります。

続いて、議案第50号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。

議案33ページ、新旧対照表を併せて御覧ください。

本条例につきましても、新地方公務員法に基づき、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職

員に改めることとし、所要の改正を行い、本条例の施行日を令和5年4月1日、経過措置として暫定再任用職員のうち、短時間勤務の者は定年前再任用短時間勤務の職員とみなして、新条例の規定を適用する旨、定めるものであります。

続いて、議案第51号、小清水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定及び、議案第52号、公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について、併せて説明させていただきます。

議案35ページと36ページ、両方の新旧対照表を併せて御覧ください。

両条例とも、新地方公務員法に基づき、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めることから、同法の条番号を改正または削除等を行うもので、附則として、条例施行日を令和5年4月1日とそれぞれするものであります。

なお、公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の附則において、公益的法人に派遣できない職員として定める改正後第2条の規定は、暫定再任用職員に適用しないなどの経過措置を定めております。

最後に、議案第53号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。

議案38ページ、別途お配りしております新旧対照表を御覧ください。

本条例につきましては、新地方公務員法に基づき、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改めるなど、定年延長制度に関する改正のほか、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等を行うため、国家公務員の育児休業等に関する法律が改正され、そのうち、本年10月1日より施行となる育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大などについて、国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められている、地方公務員法第24条第4項の規定に基づき、本町も国と同様の取扱いとし、所要の改正を行うものであります。

改正条例の内容でございますが、定年延長制度に関する改正に関しては、これまで説明いたしましたものと同様でございますので省略させていただきます、本年10月1日から施行となる育児休業法関連の改正について御説明させていただきます。

まず、第2条の改正でございますが、これまで1歳または1歳6か月を育児休業の取得開始時点とされていたものを、出生後8週間以内でも取得可能となるよう要件を緩和するなどの改正を行うものであります。

新旧対照表2ページの下段から4ページとなります。

第2条の3及び第2条の4の改正は、育児休業対象期間の上限となる1歳6か月到達日、2歳に達する日とする要件について、夫婦交代による取得など、柔軟な取得が可能となるよう改正するものであります。

新旧対照表5ページとなります。

第2条の5については、育児休業法第2条の改正に伴う、ただし書が削除されたことに伴う本条の削除であります。

次の第3条は、再度の育児休業取得の際、再度の取得要件等の確認を行う必要がありましたが、より取得しやすくするため、国に準じ、この確認規定を削除するものであります。

新旧対照表6ページとなります。

第3条の2として、育児休業法に基づき、出生後8週間以内でも育児休業の取得を可能とするため、法に基づく条例で定める期間を、出生後8週、57日間と新たに定め、そのほか、これらの改正に伴う号の繰上げなど、所要の改正を行うものであります。

最後に附則として、改正条例の施行期日を、法施行に合わせ、本年10月1日から施行するものとし、改正前の条例の適用について、附則第2条により経過措置を設けるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）はじめに、議案第47号、小清水町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

はい。3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。これでいくと60歳以上の管理者はいないちゅうことですか、これ。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）先ほど申し上げましたとおり、60歳になった日、その後に来る3月31日、これまでを異動期間と、要はその間は管理職としていますが、翌年の4月1日には管理職から降任をするといった内容でございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）そうすると、本人が希望して、定年は65歳になってちゅうことですよ。そうすると、管理職でいた人が他の職に降任して移るちゅうことですね。

弊害ちゅうことは考えられます、何か。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）弊害というのは想定はしてございません。

先ほど私のほうの説明の中で、多様な働き方という部分がありますので、60歳まで働いていただいた方の経験・技術だとか、そういうものを若い職員のほうに伝えていただく、継承していただくということが一つの目的でございますので、そういった形で組織が回っていけばというふうに考えています。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）今、課長が言われたとおり、経験とかそういうのはすごく重要なことなんですけども、管理職にいた人が降任して他の職場で一般職となると。どうなんだろうね、周りの人は。小さな職場で何人もいない職場でちゅうのはいろいろ難しい面もあると思うんですけども、今までそういうことはあったんでしょうかね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）はい。お答えいたします。

いろんな懸念があるんだろうというふうなものもありますけれども、あくまでも地方公務員法の改正に基づいてということでございますので、先ほど課長がおっしゃったように、運用していくということでございます。

ちょっと若干違うんでありますが、現時点におきましても、課長であった者が定年退職60歳でして再任用職員になった場合については、いわゆる同じような形で一般の職員として、今現在も活躍している事例はございます。

そんな中で、実際に本人たちのやりにくさ等々っていうのがもしかしたらあるのかもしれませんが、そこは、組織としてこういう改正をするわけですから、一定程度、みんなが理解をしながら組織強化に向けてやっていくべきだろうというふうに考えてございますので、まあ、間もなく運用が始まるわけがありますけれども、しっかりその辺、職員が全員認識した中で組織を強くしていくというようなことで取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○3番（瓜田新一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時01分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ほかに、質疑のある方。

9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。今、お話ありました定年制が延びることについては国の方針ということで、それに準ずるのは当然のことと思います。

先ほど町長からも答弁ありました専門職、一般事務職も足りないということでありますが、以前の中で質問した件、教育委員会における社会教育主事の募集について今回、例えば次の募集に載せるような予定はあるかどうかだけ教えてください。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）今の、社会教育主事というのは、本町の生涯学習全体的な観点からもやはり必要であるという認識を教育委員会とも共通認識を持ってございます。

そういう人材が、どのような形で採用していくかというのを今、検討しているところでございます。

新たに新規の者で、採用して育てていくのか、もしくは教育現場にいた方を採用していくのか、いろいろな形があると思いますけれども、今、どれがいいんだろうと、どのような採用の仕方がいいんだろうということで教育委員会と検討してございます。

これが、来年4月に実現できるかできないかをちょっと今のところはっきり申し上げられませんが、早期採用に向けて努力をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。職員数の定数も当然でございますので、その中で定年延長というか、経験年数を生かした職員の方の活躍も当然大事だと思うんですが、新しく入ってくる方にも専門職に準ずるような形で対応いただけたらいいなというふうに思います。質問終わります。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。令和5年4月1日から施行ということですが、小清水町の対象人数、職員人数は何名でしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）本年度末をもって退職される方が2名の予定です。ただ、現在のところ、意向としては退職ということで聞いておりますので、来年度末までそこは決まっていますので、その部分で対応していきたいと思っております。

それ以降の部分についてはちょっと今数字を押さえていませんので、令和13年度まで2歳ずつ引き上げて最終的に65歳までしていくという形でございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第47号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを質疑を受けます。

5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。先ほどの質問にもちょっと関連するかと思うんですが、国家公務員法が改正になって、それに準じる形だからこういう形になっているんだろうと思うんですが、考え方的にちょっとお聞きしたいと思うんですが、60歳の定年のときの基準値にして、70%を乗じる、何でこういう考え方になるのか、その考え方を説明、ちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）御質問にお答えをしたいと思います。

国のほうの部分に、まずは現行を求めるということで公務員法にも求められておりますので、同様の改正を行なうんですが、今回については60歳のときの給与月額、これ基本給なんですけど、その7割措置をいたしますという考え方でございます。

管理監督職であった分については、役職の部分の当然基本額もありますので、その部分についても同じような形で7割という形で出される形になります。

降任すると基本給下がりますので、管理監督職でもらってた7割と、差分が出てくるんですが、そこについては調整額としてお支払いをしていくと、要は60歳でもらっていた給与の7割というのはどの職員も同じ計算をするといった形になります。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）そこら辺の説明は改正の流れで、大体理解はできるんですが、ただ、やはり60歳を超えて、単純に言えば同じ業務をして、そして次の日から70%ということ、これ、昇給停止というならまだある程度理解できると思うんですが、同じ仕事の職に就いて、異動がなければですね、職に就いて70%ということは、先ほどもちょっと職員の回答ありましたが、いろんな経験だとか技術だとか指導の中において、じゃ、次の日から変わるのかということはある得ないと思うんです。

だから、そこら辺の考え方を、私は改正の、これはいいんですよ。いいんですけども、ただ、指導する立場だとか職員の士気がやはりきちっとそこに定まっていなくて「あ、70%か」ということになるような感じでは、いろんな業務等々にも影響出てくるのかなと、だからこの、条例の改正をきちんとやっばり職員自体が認識して、まあ、取り組むたらおかしいんですけど、任に就くというような気持ちを私は一番大事だろうというふうに思うんで、ひとつ職員には引き続き任を担っていただく、勤務していただくということはこういうことなんだよという考え方をきちんとやっばり指導していただきたいなというふうに思いますんで、回答は要りませんが、ぜひ、職員の皆さん方が働きやすいように職場環境を作っていたいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第48号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、小清水町職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、職員の勤務時間等勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第50号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号、小清水町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第51号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第51号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号、公益的法人等への小清水町職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 討論を終結いたします。

議案第52号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) 御異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について質疑を受けます。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第53号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第53号、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号 乃至 議案第56号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第54号ないし日程第17、議案第56号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを、一括して議題といたします。

説明を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ただいま一括上程されました議案第54号ないし議案第56号、小清水町各会計補正予算について、初めに、議案第54号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ7,179万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を76億3,475万7千円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正の追加は、ふれあいセンターの管理運営業務において、経常利益の恒常的な減収を抑制し、施設の健全な管理運営等に資することを目的として、令和5年度から令和9年度までの5か年間の期間について、管理運営事業管理料の限度額を設定するものでございます。

11ページをお開きください。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせて御覧を頂きたいと思えます。

初めに、2款総務費1項1目一般管理費8節旅費は、商工観光分野における企画立案、観光協会との連携を通じ、本町観光施策の推進のため、地域おこし協力隊の制度を活用した職員を1名、また、小中学校の学習サポートと、学校と地域の連携を目的とするコミュニティスクールの充実のため、こちらも同様に1名、それぞれ令和5年4月1日付で採用することとして、採用面接に係る旅費52万9千円を追加。

12節委託料は、令和5年5月に供用開始する複合庁舎における窓口サービスについて、キャッシュレス決済を含む窓口サービスの簡略化支援業務として、庁内DX推進業務委託料264万円を追加計上。これに係る費用につきましては、令和7年度までの5か年間に限り、普通交付税の算定において「地域デジタル社会推進費」が臨時費目として措置され、基準財政需要額に算入されているものでございます。

次に、13節使用料及び賃借料は、先ほど御説明いたしました地域おこし協力隊の採用面接に係る会場使用料等40万円を追加。

次に、6目企画広報費12節委託料、運動・スポーツ習慣化促進業務委託料は、株式会社ルネサンスから派遣いただいております地域活性化起業人の発案事業でございまして、町内のスポーツに携わる指導者や保護者に向けた講演会の開催など、町民の健康増進を図る業務委託料として、100万円を追加計上。

次の、地域おこし協力隊募集・採用サポート業務委託料は、6月開催の定例町議会において議決を頂きました予算額に、先ほど、1目一般管理費において御説明した地域おこし協力隊の追加募集分に係る経費といたしまして、40万7千円を追加計上するものでございます。

次に、主要施策調では3ページ目となります。

12目防災拠点型複合庁舎整備費12節委託料は、新庁舎北側に隣接する民有地について、土地所有者との協議を了し、取得する見通しが立ったため、庁舎で利用する温泉を再利用した足湯など、周辺環境整備の実設計業務及び開発行為申請に係る経費として、設計等業務委託料399万3千円を追加計上するものでございます。

次に、3款民生費1項3目老人福祉費18節負担金補助及び交付金は、高齢者等住宅整備助成事業について、現在における実績は4件でございまして、そのほか、年度内の整備を予定する相談を受けていることから、新たに4件分、高齢者等住宅整備事業費補助金131万6千円を追加。

6目ふれあいセンター費は、第2表債務負担行為補正にて御説明を申し上げましたふれあいセンター施設管理運営事業管理料の本年10月から令和5年3月まで、本年度6か月分の管理料1,248万円を追加計上。

次のページになります。

2項4目保育所費は、保育所業務に当たるパートタイム会計年度任用職員の確保において、町外からの通勤者の増に伴い費用弁償15万8千円を追加。

6目認定こども園整備費12節委託料は、現在、基本・実施設計を進めている認定こども園建設予定地において、上下水道管を移設する必要が生じたことに伴いまして、上下水道管移設調査設計業務委託料701万8千円を追加計上するものです。

次に、主要施策調は5ページ、上段となります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費18節負担金補助及び交付金は、網走厚生病院脳神経外科経営安定化支援事業負担金として、協定に基づき令和3年度収支損失額のうち、本町負担分400万円を追加、5目環境衛生費10節需用費は、一般廃棄物最終処分場で使用する破砕機の油圧系統の修繕費用として、備品等修繕料18万6千円を追加。

13節使用料及び賃借料、次の15節原材料費は、同じく一般廃棄物最終処分場における覆土作業に係る経費でございまして、13節重機等借上料は、今年度発生する道路工事残土を覆土として利用するための運搬費165万円を追加。15節原材料費は、覆土作業時において必要となる作業用道路の路盤に用いる再生砂利を購入することとして、原材料費購入費123万2千円をそれぞれ追加計上。

7目新型コロナウイルス感染症対策費10節消耗品費は、新型コロナウイルス感染症の抗原検査キット375名分を購入することとして、33万円を追加計上。

8目新型コロナウイルスワクチン接種費は、オミクロン株対応ワクチンとして、初回接種2回目の接種を終えた町民3,700人を対象として見込み準備するもので、年度内実施に係る事業費として、10節需用費及び11節役務費、12節委託料のうち、ワクチン接種予約受付業務委託料の計1,384万円を事務費として計上。

次のページになります。

12節委託料は、ワクチン接種会場までの足の確保として、ワクチン接種交通確保業務委託料50万円を追加、次の、ワクチン接種業務委託料は、医療機関に支払う業務委託料として842万5千円を追加、ワクチン集団接種体制に必要な医療スタッフの確保等に係るワクチン接種体制確保業務委託料200万円を追加計上するものでございます。

次に、6款農林水産業費1項3目農業振興費は、18節負担金補助及び交付金において、労働力不足の解消のため、各種農作業の省力化作業機械の導入支援を図る持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費補助金909万5千円を追加計上するものでございます。

次のページになります。

7款商工費1項2目商工振興費18節負担金補助及び交付金は、一般財団法人ふれあい愛こしみずが事業実施をしております「ふれあいスタンプ」事業につきましては、今年度をもって事業を取りやめることとされ、これに代わるポイント制度として、小清水町商工会が現在取りまとめを進めております「新たなポイント」制度として、道内シェアが大きいエゾカポイントの導入を決定したことに伴い、この決済端末機器の購入支援としまして、全体事業費から北海道の補助を差し引いた差額の2分の1の相当額33万7千円をキャッシュレス決済端末購入支援事業補助金として、追加計上するものでございます。

次に、9款消防費1項1目消防組合費は、小清水消防団第3分団の車庫のFF式石油暖房機の故障に伴う機器更新費用として、斜里地区消防組合負担金26万1千円を追加計上するものでございます。

次に、歳入予算でございます。8ページにお戻りいただきたいと思ます。

14款国庫支出金1項2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫負担とし、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金842万5千円を追加計上。

2項3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に係る補助金1,584万円を追加計上。

15款道支出金、2項4目農林水産業費道補助金は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業費の補助金として、歳出同額の909万5千円を追加計上するものでございます。

次のページをお開きください。

18款繰入金1項6目林業振興基金繰入金は、令和元年度に創設されました森林環境譲与税を財源として、将来の森林整備等に活用することとし同基金に積立てを行っており、本年7月末残高は、1,806万2千円でございます。

当譲与税については、基金に積み立てられたままで活用されていないとの報道を受け、本年5月18日付で、林野庁から令和4年度の譲与額を上回る事業化が行われるよう、9月補正予算への追加計上を行うなど、適切な執行を行うよう市町村に依頼があったところでございます。

これを受けまして、現在、整備中であります防災拠点型複合庁舎において、地域材の活用を行う1階天井の仕上げ工事及び執務室カウンター工事、棚などの製作備品の購入について活用することとして、林業振興基金繰入金1千万円を追加計上するものでございます。なお、歳出予算の補正はありませんので、一般財源からの財源振替となるものでございます。

19款繰越金は、財源調整として2,843万7千円追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）次に、牧野町民生活課長。

○町民生活課長（牧野尚樹君）続きまして、議案第55号、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書の16ページになります。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ16万5千円を追加し、予算の総額を8億7,020万3千円とするものでございます。

本補正予算につきましては、本年4月より未就学児の均等割保険料を2分の1に軽減する措置が創設され、この措置に係る国保事業報告システムの改修に要する費用を負担するため、追加計上するものでございます。

21ページをお開き願います。

まず、歳出予算の補正ですが、システム改修費に係る北海道クラウド負担金として、1款1項総務管理費1目一般管理費に16万5千円を追加、補正予算書19ページに戻りまして、歳入ですが、システム改修費の支給財源は、全て国の負担によるものでございますが、国保事業の都道府県化による財政運営主体の北海道より交付されることから、2款1項道補助金、1目保険給付費等交付金の特別交付金として歳出同額の16万5千円を追加計上するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（坂田秀昭君）次に、斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）次に、議案第56号、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書23ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、保険事業勘定において1,557万円を追加し、予算総額を5億7,842万6千円とするものでございます。

補正予算書30ページをお開きください。

初めに歳出予算の補正ですが、6款1項償還金で、令和3年度給付費等の確定に伴い、国、道、支払基

金のそれぞれの負担割合に基づく交付金等の精算分として、保険給付費及び地域支援事業に係る国・道支出金の返還金を1,570万円を追加計上するものでございます。

28ページにお戻り願います。

歳入予算でございますが、償還金の財源といたしまして、7款1項繰越金で、保険給付費分1,230万5千円、地域支援事業費分326万5千円、合わせまして1,570万円を追加計上するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）初めに、議案第54号、令和4年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について、質疑を受けます。

はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。補正予算書11ページ、防災拠点型複合庁舎整備費として、設計業務委託料399万3千円、このときに説明で残り湯を使う足湯というふうなお話だったんですが、足湯については後からの維持管理費等、結構いろんな予算が出てくるんじゃないかなというふうに、私は思います。

たまたま、あそこ猫カフェだとか、駄菓子屋まもとか、子供たちが集まれるスペースになっていますので、特別足湯ではなくて広く町民が集まれるようなスペースに考えたほうがいいのではないかなというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）はい、お答えをしたいと思います。

まず、足湯の部分、これについては、まず庁舎のほう、温泉熱を、まずは利活用するというところで、夏、温泉熱の利活用というのは当然減ってきますので、その部分をどう有効活用しようかという一つの中に、足湯という部分が出てきております。

その中で、構想の段階ではお話もさせていただいてる部分があるんですが、今年、民地の部分が取得をさせていただくということで、既に予算議決も頂きまして、契約をしたところで、その中で足湯プラスにぎわいの空間の1つとして、人が集まれるような空間をこれから設計をしていきたいという考え方でございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。これから、話し合いをしていくと、詰めていくということでよろしいんですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

細川総務課長。

○総務課長（細川正彦君）温泉熱を利活用した足湯のほうについては、構想の絵の中にも含ませていますので、それも含めて設計をしていきたいというふうに、足湯の設計をしていきたいという考え方です。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○9番（木戸寛治君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、ほかに。

はい、6番、工藤孝一議員。

○6番（工藤孝一君）はい、6番。総務費の一般管理費ですが、普通旅費及び採用選考の利用料、職員2名の採用ということですが、これは2回上京するということなのか、結構割高な予算じゃないかなという感じがしましたので、どのような、どちらで採用面接をされるのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきたいと思います。

先ほど御説明させていただきました令和5年4月採用といたしまして、町長部局としては商工観光分野

での協力隊の採用、次に教育委員会部局では小中学校の学習サポート等として協力隊の採用を進めていくとしたものでございまして、採用募集方法につきましてはインターネットを活用し、全国規模での募集を行うこととしております。

採用に当たりましては、これまでの地域おこし協力隊の採用手法と同様に、まず書類選考でのフィルター、その後に副町長等による一次面接、町長による最終面接、3段階で採用を行っていくというものでございまして、御質問の予算で計上させていただきました普通旅費につきましては、ただいま申し上げたとおり町長が参加する最終面接に係る経費として計上したもので、町長及び教育長、所管する担当課長など計3名分、それから全国規模で募集をかけておりますので、予算の計算上、積算上は東京会場、それから札幌会場の2か所と想定し、予算の計上をさせていただいたところでございます。

加えて、13節で計上しております、採用選考施設等利用料は、主に面接会場の借り上げ料でございまして、同じく札幌会場、それから東京会場の2会場分、その他、採用に当たっての適性試験というのを課す予定でございまして、SPI試験というものでございますが、こちらの費用の計となっております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○6番（工藤孝一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）はい、3番。ふれあいセンターについてなんですけども、この今回補正出されてるのは、当初予算というか、委託料だけなんですけども、今回出てくるかなと思っていたんですけども、ふれあいセンターの備品だとかの故障がそのまま長らく放置されていますね。最近では浴槽の、一部浴槽の破損だとかで使用できない箇所が出てきておると、そんなの当然出てくるかなと思ったんですけども、これは、いつこの補修だとか予定してます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）今回、指定管理料、補正させていただいておりますけれども、備品とか施設の修繕につきましては、緊急性の高いものは随時、その都度、定例会、臨時会、補正計上させていただきたいと考えておりますが、通常、備品の更新、修繕等におきましては、毎年度の当初予算に計画的に計上させていただこうと考えております。

○議長（坂田秀昭君）はい、3番、瓜田新一議員。

○3番（瓜田新一君）そうすると、今、大きいのは浴槽が一部破損して使用停止になっています。それから、マッサージ機は、もう結構時間放置されてるんじゃないですか、あれ。直すめどがなかったら撤去するとか、そういうあれはないんですかね。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）浴槽の一部破損しているところにつきましては、一般修繕料、予算当初から持っておりますので、そちらのほうで速やかに対応してまいりたいと思います。

マッサージ機につきましては、今のところ指定管理者等から、特段申出がありませんが、今、御指摘いただきましたので、直ちに確認して対応、検討してまいりたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○3番（瓜田新一君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい、8番。企画広報費で、スポーツ委託料、またサポート業務料で140万円、これ、何をやるんでしょうか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）お答えをさせていただきます。

100万円ですね。

○8番（更科浩司君）100万円とサポート業務委託料40万円。

○企画財政課長（石丸寛之君）先ほど、御説明をさせていただきましたが、まず、サポート業務委託料は、地域おこし協力隊の採用に係るインターネットでの募集でございまして、さきに6月補正で計上させていただきましたNPOに携わっていただく職員に追加し、観光分野それから教育分野の採用を行いたいということで、既存の契約に40万7千円を追加するといったものでございます。

次の、運動・スポーツ習慣化促進事業でございますが、株式会社ルネサンスから、現在派遣を頂いております地域活性化起業人の発案事業でございまして、スポーツに携わる指導者、それから小学生、中学生の保護者の方等々に対する講演会のほか、早く走るこつなど小中学生に向けたそういった講習会をしながら、健康増進それからスポーツの調整に図っていくという企業人の発案事業でございます。

財源につきましては、こちらについては全て特別交付税措置の範囲内というものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい。100万円、何となく分かるような分からないような、ちょっと理解できなかったんですけど、早く走るこつどうのこうのというのを考えると、元僻地小学校ありました。そのときは子供たち、その学校に歩いて通いました。今、スクールバスが庭先に迎えに来て、僻地の子供たちが歩かなくなりました。話がずれちゃうかもしれないけど、バスの燃料かけてぐるぐる回って、運動させないようにしてしながら、運動しましょうって、何か矛盾があるかなという気がするんですけど、何かちょっと発想を変えて、バス停を1か所にして僻地の子を歩かせるとか、変えていくとか、何かがいいのかなという気もしたりとか。

ちょっと100万円って、必要ですか。

○議長（坂田秀昭君）石丸企画財政課長。

○企画財政課長（石丸寛之君）ちょっと、お答えになるかどうか分かりませんが、金額的な多寡という部分でいくと、こちらのほう先ほど御説明申し上げましたとおり、地域活性化起業人の制度を活用しておりまして、活性化起業人が小清水町に入られて、どこが不足しているのかといった課題に答えるために、事業を進めようというものでございます。

制度といたしましては、100万円の範囲内であれば国が財源措置をしますということでございますので、企業人が100万円以内の部分で予算化したといったものでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君）はい。とりあえず、まちおこしで頑張っていたきたいと思いますので……。

もう一つの質問なんですけど、認定こども園の下水道の設計のみで700万円なんですか。それとも、工事を実施して700万円なんですか。お願いします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）調査も含まれておりまして、上下水道管の正確な位置というものを把握しつつ、どのようにそれを移設するかという調査も含まれております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。——ほかにございせんか。はい、どうぞ。

○9番（木戸寛治君）9番。今、課長のほうからありました正確な場所について調べているということなんですけど、さほど——30年前だとそういうこともあるのかもしれないですけども、あそこ、そんなに難しい場所だったのかなと、ちょっと今疑問になったので御質問しました。

○議長（坂田秀昭君）はい、西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）本管については、当然場所は把握しておりますが、もともと公営住宅があった給水管の一部がちょっと分からないところがありますので、そこは一部若干調査費も含んでおります。基本的には、配管を移設する設計費が基本でございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○9番（木戸寛治君）はい。

○議長（坂田秀昭君）はい。ほかに。——ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第54号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第54号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第55号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第55号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号、令和4年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第56号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第56号、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、議案第57号、小清水町ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

斉藤保健福祉課長。

○保健福祉課長（斉藤高広君）ただいま上程されました議案第57号、小清水町ふれあいセンターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。

議案書46ページになります。

ふれあいセンターにつきましては、平成19年10月より指定管理者制度を活用し、施設の管理・運営を行っているところでありますが、現行の平成29年10月から5年間の指定管理期間が、本年9月末日をもって満了となりますことから、以降の指定管理者の選考に当たり、プロポーザル方式による公募を行ったところであります。

公募の結果は、現在の受託者1社のみの応募となりまして、去る7月15日、管理運営方針、事業計画等についてプレゼンテーション並びにヒアリングを実施し、選定委員会による審査をもって指定管理者の候補者としたところでございます。

指定管理者の名称等でございますが、議案に記載のとおり、北海道札幌市中央区南1条西1丁目13番1号、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社北海道支店、支店長小関敏文氏を、指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、御提案申し上げるものでございます。

なお、指定の期間につきましては、令和4年10月1日から令和9年9月30日までの5年間とし、指定管理料については、先ほど議決を頂きました本年度補正予算及び債務負担行為の限度額に基づきまして、協定書の締結手続を進めることとしております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第57号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第57号、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食ため休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

◎議案第58号 乃至 議案第61号

○議長（坂田秀昭君）日程第19、議案第58号ないし日程第22、議案第61号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その1に係る契約の締結について、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その2に係る契約の締結について、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その3に係る契約の締結について、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その4に係る契約の締結についてを、一括して議題といたします。

説明を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）ただいま一括上程されました、議案第58号ないし議案第61号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業4件の契約の締結について御説明申し上げます。

本日お配りしました議案及び入札、見積り合わせ及び契約状況表を、併せて御覧願います。

議案第58号ないし議案第60号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その1ないしその3の3件に係る入札につきましては、令和4年9月7日、地方自治法施行令第167条第1項第1号の規定による指名競争入札を行い、資料のほうに記載のとおり、事務用備品の議案58号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その1につきましては、3回の入札に付し、落札者がおりませんでしたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とすることとし、3回目入札において最低価格の入札者であった有限会社丸三佐藤家具センターと見積り合わせを行い4,640万円、消費税込み金額5,104万円の見積りが提出され、予定価格の範囲内でありました。

議案第59号、その2の議場、会議室用備品につきましては、有限会社さが井商店が2,300万円、消費税込み金額2,530万円をもって落札いたしました。

議案第60号、その3の収納用備品等につきましては、有限会社丸三佐藤家具センターが4,465万円、消費税込み金額4,911万5千円をもって落札いたしました。

次に、議案第61号、その4の共用部造作備品につきましては、防災拠点型複合庁舎のにぎわい空間の共用部等に設置する造作家具の製作であり、現在にぎわい空間のデザイン、運営、監修を受託し、にぎわい空間に設置する家具類の選定の経過、仕様等を熟知している株式会社乃村工藝社でなくては製作ができないため、令和4年8月23日開催の指名選考委員会において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とすることとし、令和4年9月7日に見積り合わせを行い、資料のほうに記載のとおり1,030万円、消費税込み1,133万円の見積りが提出され、予定価格の範囲内でありました。

以上、議案第58号ないし議案第61号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業4件の契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩いたします。

休憩 午後1時05分

再開 午後1時06分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

初めに、議案第58号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その1に係る契約の締結について質疑を受けます。

はい、9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）はい、9番。その1については、事務用品というふうに説明がございました。今使っているもの以外のもので、この金額がかかるというふうに認識すればよろしいですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）その1の事務用備品につきましては、執務室の職員のデスクですとか椅子、それから町長含めた三役の机、椅子、あとサポートスペースの机、椅子等でございますので、全てそのようなことで購入したいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○9番（木戸寛治君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。

はい、5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君）はい、5番。これ、入札が3回やっているんですが、先ほどの説明ですと、この入

札予定価格が折り合わなかったということで3回実施したということなんですが、これ、大分金額的に当初の1回目の入札からすると大分違うんですけども、これ、予定価格との関係はどういうことなのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君） 予定価格につきましては、選定した段階での定価からの算定をしておりますので、そのように御理解いただければと存じます。

○議長（坂田秀昭君） よろしいですか。5番、高橋隆文議員。

○5番（高橋隆文君） ある程度の備品の価格は積算したということは、入札の金額、業者との折り合いがつくように思うんですけども、3回もやったというのがよく理解できないんですが。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君） はい、予定価格等々については、私どもは適正だというふうに認識をしております。見積り合わせ等々やった中で、予定価格を設定しておりますので、そこについては、私どもとしては適正であるということでございます。

3回入札結果、金額が合わなかったと。具体的に言いますと、10万円ほど最終的には合わなかったわけでありましてけれども、そこで最低価格業者と協議をして、最終的には本町の予定価格で落札を頂いたという結果でございます。

ですので、この合わなかった部分については、恐らく営業努力、企業努力の部分であるというふうに考えてございます。要は、利益をどんだけ見るかという部分だと思いますので、その辺、詳細は私どものほうでは分かりませんが、あくまでも予定価格は適正であったというふうに理解をしております。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第58号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 御異議ないものと認めます。

よって、議案第58号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時10分

再開 午後1時11分

○議長（坂田秀昭君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、議案第59号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その2に係る契約の締結について質疑を受けません。ございませんか。

はい、8番、更科浩司議員。

○8番（更科浩司君） はい、8番。これの中身、先ほどと同じように、何ですか。

○議長（坂田秀昭君） 答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君） こちらにつきましては、議場を含めた会議室のデスク、椅子等でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

○8番（更科浩司君）はい。

○議長（坂田秀昭君）ほかに——ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第59号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第59号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時13分

再開 午後1時14分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、議案第60号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その3に係る契約の締結について質疑を受けま
す。

8番。

○8番（更科浩司君）はい、8番。何度もすみません。何ですか、これは。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）こちらにつきましては、収納用備品となってございまして、書庫のキャビネッ
ト、物品戸の収納、あと家電とカーテン類となっております。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

ほかに。ございませんか。

9番、木戸寛治議員。

○9番（木戸寛治君）9番。課長、すみません。家電というと、どのようなものを指しますか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

西川建設課長。

○建設課長（西川豊人君）テレビ、冷蔵庫でございまして。

○議長（坂田秀昭君）ほかに。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第60号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後1時16分

再開 午後1時17分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

次に、議案第61号、防災拠点型複合庁舎備品購入事業その4に係る契約の締結について質疑を受けません。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第61号、採決いたします。

原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第61号、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号 及び 認定第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第23、認定第1号及び日程第24、認定第2号、令和3年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について、令和3年度小清水町各事業会計決算認定についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

久保町長。

○町長（久保弘志君）ただいま上程されました認定第1号、令和3年度小清水町各会計歳入歳出決算認定及び認定第2号、令和3年度小清水町各事業会計決算認定につきましては、別紙、監査委員の決算意見書をそれぞれ添えて上程いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

併せて、説明資料としまして、別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にさせていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）重成代表監査委員から、決算審査の意見について説明を求めます。

○代表監査委員（重成一男君）決算審査を行いましたので、その結果について御説明を申し上げます。

審査につきましては、8月8日、9日の2日間にわたり、鬼塚監査委員と実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿など、数値の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

審査結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況ともに計数に誤りはなく、適正に表示されており、法令に義務づけられたものは具備されておりました。

したがいまして、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用状況について、適正に施行されたものと認めたところでございます。

それでは、意見書に沿って、かいつまんで御説明いたします。

まず、各会計決算審査意見書3ページの一般会計でございますが、歳入総額は81億8,515万9千円で、前年度と比較して15億1,787万7千円の増、歳出総額は77億4,842万3千円で、前年度と比較して13億1,777万3千円の増と、歳入歳出ともに前年度を大きく上回っております。

次、4ページの歳入の増減でございますが、増加の大きなものとしては、農業振興拠点施設整備事業に係る町債、複合庁舎整備事業に係る基金繰入金、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る国庫補助金、

地方交付税、減少の大きなものとしては町税、繰越金となっております。

町税の決算額は6億2,839万5千円で、前年度より1,539万4千円の減となっております。

内訳は、町民税が296万円減の3億195万円、固定資産税が1,616万2千円減の2億6,495万6千円、軽自動車税が31万6千円増の2,206万7千円、町たばこ税が328万2千円増の3,891万9千円、入湯税が13万円増の50万3千円となっております。

収入率は97.67%で、前年度の98.27%から0.6%減少しております。

未収額は1,410万2千円で、前年度より318万2千円増加しております。

次、5ページ、税外収入の決算額は6,841万4千円で、前年度より42万4千円の増となっております。

内訳は、保育料が42万円減の635万8千円、公営住宅使用料が23万6千円増の4,037万5千円、教職員住宅・地域特別賃貸住宅貸付料が4万円減の1,767万9千円、学校給食材料費収入が64万8千円増の400万2千円となっております。

収入率は97.95%で、前年度の98.05%から0.1%減少しております。

未収額は143万1千円で、前年度より7万7千円増加しております。

次に、6ページ中段の基金の状況でございますが、一般会計の年度末残高は32億2,266万8千円で、前年度に比べ2億3,816万7千円で、6.9%の減となっております。

次の地方債の状況につきましては、年度末における残高は66億8,385万1千円で、前年度と比べますと5億9,684万1千円の増加となっております。これは、畑総事業に係る過疎対策事業債などの起債償還は進んだものの、農業振興拠点施設など、大型事業に伴う新たな起債借入れが行われたためであります。

次の7ページ、債務負担の状況につきましては、年度末現在高が21億9,058万3千円で、前年度と比べますと2,710万2千円の増となっております。

地方債残高と債務負担行為額を合計すると88億7,443万4千円となり、前年度より6億2,394万3千円増加しております。

次に、8ページ中段の主要財政指数等でございますが、財政力指数は0.214で、前年度と比べ0.006ポイント下回っており、経常収支比率につきましては74.3%で、9.3%下回り、公債費負担比率につきましては16.4%で、5.1%下回り、起債制限比率につきましては8.9%で、1.3%下回っております。

経常収支比率につきましては、目安となる80%を平成27年度以来、6年ぶりに下回りましたが、引き続き財政指標の推移に留意し、健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

予算執行率及び事務手続等については、おおむね良好に執行されており、特に申し上げる事項はございません。

次に、9ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額は7億6,211万4千円で、前年度より7,749万6千円の減、歳出総額は7億3,749万2千円で、前年度より6,782万2千円の減と、歳入歳出ともに前年度を下回っております。

次、10ページ、歳入の保険料のみの決算額は2億6,362万8千円で、収入率は97.04%、未収額は764万5千円で、前年度比214万円と大きく増加しております。

歳出については11ページになりますが、被保険者数の減少及び医療費の抑制により、保険給付費が6,394万9千円の減で、1,163万1千円の増となった国保事業費納付金を含めた歳出全体では、前年度を6,782万2千円下回り、歳出決算は、予算現額7億8,131万1千円に対し、支出済額7億3,749万2千円、予算現額に対する支出割合は94.4%で、おおむね適正に執行されております。

今後においても余裕を持った会計運営を目指し、努力されることを望んでおります。

次に、12ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額は9,507万9千円で、前年度より102万2千円の減、歳出総額は9,476万1千円で、前年度より110万6千円の減と、歳入歳出ともに前年度から減少しております。

次、13ページ、歳入の保険料決算額は7,100万8千円で、前年度より52万8千円減少、収入率

は99.99%となっております。

歳出については、特別申し上げることはございません。

次に、14ページの介護保険特別会計でございますが、保険事業勘定での歳入総額は5億4,473万4千円で、前年度より442万7千円の減、歳出総額は5億1,349万1千円で、前年度より2,125万9千円の減となっております。

サービス事業勘定の決算額は、歳入歳出ともに2,086万7千円で、前年度より30万5千円増加しております。

16ページ、歳入の介護保険料の決算額は1億775万5千円で、収入率は99.86%、未収額は14万4千円となっております。

サービス収入の決算額は574万5千円で、収入率は100%となっております。

以上が決算審査の概要でございますが、最後のページに記載のとおり、令和3年度の決算につきましては、昨年度同様に新型コロナウイルスの影響によって、年度末の事業などの中止から、歳出において不用額が目立つ決算となっているもの、おおむね適正に執行されたものと認めたところでございます。

一般会計と特別会計の決算総額は、歳入が96億795万3千円、歳出が91億1,503万4千円で、翌年度繰越額の2,171万9千円を差し引いた実質収支額は4億7,120万円の黒字となったところでございます。

町税につきましては6億2,839万5千円で、前年度より1,539万4千円の減、税外収入は6,841万4千円で、42万4千円の増、3特別会計の保険料合計は4億4,239万1千円で、429万2千円の増となっております。

収入率は、町税が0.6%の減少、税外収入は0.1%の減少、3特別会計保険料は0.48%の減少となっており、町税は4か年連続の減少で、その間において未収額は2倍以上に増加、特に軽自動車税の収入率は、昨年度に引き続き、過去において最も低い数字となっております。

また、国民健康保険料の収入率は97.04%と3か年連続で減少し、未収額は764万5千円と3年前の3倍近くに大きく増加しております。

国民健康保険料の滞納額増加は、調整交付金の算定にも影響を与えるとともに、加入者の信頼を損なうなど、保険制度の根幹に関わる問題でもあります。

近年、町税等全般の収納率の低下が顕著であることから、町税及び各種保険料等に対する町民の理解と認識を高め、町民負担の公平性の維持に向け、徴収強化へ向けた確実な取組をお願いいたします。

一般会計における財政指数でございますが、経常収支比率、公債費負担比率ともに大きく改善されていきますが、これは一過性の特殊要因によるものが多く、現在進められております複合庁舎や認定こども園などの大型事業実施により、今後も難しい財政運営が求められるものと思っております。

続きまして、簡易水道と農業集落排水の事業会計について説明いたします。

各事業会計決算審査意見書2ページとなります。

最初に簡易水道事業会計でございますが、収益的収入及び支出として、事業収益が2億218万8千円、事業費用が1億8,846万6千円、資本的収入率及び支出は、収入が599万8千円で、支出が6,592万円となっております。

経営成績については、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は△9,828万8千円で、他会計補助金などの営業外収益等により、当年純利益は1,276万3千円となっております。

業務実績は、給水戸数が前年度より31戸の減、1,935戸、普及率は前年と同じく95.7%となっております。

事業収益は1億9,430万円で、営業収益の大半を占める水道使用料の現年度収納率は98.8%で、未収額は103万8千円となっております。

次に、8ページの農業集落排水事業会計でございますが、収益的収入及び支出として、事業収益が1億8,545万9千円、事業費用が1億6,798万5千円、資本的収入及び支出では、収入はなく、支出が6,044万6千円となっております。

経営成績については、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は△1億16万9千円で、他会計補

助金等の営業外収益などにより、当年度純利益は1,747万3千円となっております。

業務成績は、水洗化戸数が前年度より17戸減の1,437戸、処理区内人口普及率は97.3%となっております。

事業収益は1億7,987万7千円で、営業収益の大半を占める農業集落排水使用料の現年度収入率は98.49%で、未収額は92万7千円となっております。

以上が事業会計の決算審査の概要でございますが、令和2年度より公営事業会計に移行され、財政状況の明確化が進んでおりますので、さらなる経営の効率化に向け、努力を願うとともに、各使用料金の未収金については、使用者の負担の公平性や健全財政確保の上から、引き続き積極的に解消に努めていただきたいと思います。また、未処分利益余剰金については、公営企業の原則に基づき、適正に対応をお願いいたします。

今後、両事業については、利用者の減少と各施設や管路の更新等による経費の増加など、経営環境は厳しいと推察されます。特に、集落排水事業において、浜小清水地区、止別地区の施設更新時には、収支バランスを考えながら、施設規模、処理方式などを十分に検討の上、対応をいただきたい。

上下水道は生活に欠かすことのできないものであり、今後も引き続き、住民生活の向上に向け、長期的で健全な事業運営に努力をお願いいたします。

以上が決算概要でございますが、全体を通じ、高齢化と人口減少に伴う様々な行政課題に対処するには、将来につながる事業の選択と集中が重要になってきますが、次世代に過度な負担を強いることのない持続可能な財政運営に努められることを切に願い、決算審査の意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。ございませんか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を議会運営基準に基づき、議長から指名することにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に高橋隆文議員、副委員長に工藤孝一議員を指名いたします。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会が終了するまで休会にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会が終了するまで休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって散会といたします。どうも、御苦労さまでした。

（午後1時40分）

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

小清水町議会議長

署名議員

署名議員